

5月31日（火）放送分

○ごみの分別についてのお願い（住民課）

日頃より、ごみの分別にご協力いただきありがとうございます。

ごみは単に燃やして埋めてしまうのではなく、分別することで、大切な資源のリサイクル・ごみの減量化につながっています。

最近、可燃ごみの中に缶やビンなどの資源ゴミや不燃ごみが入った分別されていないゴミ袋が見受けられます。このようなゴミ袋は収集できません。

又、ごみの種類ごとに収集日が決まっています。毎月の広報紙と一緒にお配りしている「暮らしのカレンダー」でご確認いただき、早くからごみを出さないよう、決まった日にゴミ出しをして下さい。

○特設人権相談（住民課）

6月1日水曜日、午前9時から正午まで、豊野公民館において、特設人権相談が行われます。相談は無料です。

この特設相談は、人権擁護委員法が施行された6月1日を人権擁護委員の日と定め、毎年6月に開設しています。

女性・子ども・高齢者に関する虐待などの人権問題や、近隣トラブルといった身近な問題で困っていることはありませんか。秘密は固く守られますのでお気軽にお尋ねください。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策として、マスクの着用をお願いします。なお、発熱などの症状がある方や体調のすぐれない方は、参加をご遠慮いただくようお願いいたします。